

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

指定等文化財に関しては、まず、現況を把握するとともに、長期的で確実な保存に資するため、定期的な補修や耐震診断・補強などが課題となっている。また、計画的に保存・活用を図っていくことも必要である。

市域には未指定の歴史的建造物が点在している。それらの建造物の修理や活用については、所有者の負担状況であり、支援等を行われていない。特に、三国湊地区や竹田地区などには歴史的な町並みが残っているが、文化財に指定等されている建造物は一部であり、現状把握も十分ではなく、面的な保存は行われていない。それらの歴史的建造物は、所有者が高齢化し、空家となり、管理が十分ではない建造物も増えてきている。空家の状況が続くと、空家等対策の推進委に関する特別措置法を適用して、取り壊しや建て替えが進んでいくことも予想される。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する課題

歴史的建造物が地元所有者によって適切に維持向上されていくためには、地元所有者が歴史的建造物を維持するための努力を市民や行政も認識した上で、建造物の歴史的環境との調和、文化財へのアクセスや眺望の確保など、防災・防犯対策など、その周辺環境に応じた一体的な保存・管理が課題である。

また、文化財の案内看板や案内サイン等の施設は老朽化が進み、内容の更新が行われていないなど、案内が不十分となり、来訪者が十分な情報を得ることができない状況もみられる。

地元の落ち着いた生活環境を維持するという前提の上に立って、歴史的資源を活かして来訪者を受け入れるための周辺の空間整備、交通アクセスやネットワークの充実も課題である。中長期的な考え方による、エリアとして歴史的風致の維持向上を着実に進めていくことが課題である。

(3) 伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動に関する課題

坂井市は4町が合併したことより、坂井市全体また旧坂井郡全体に対する伝統行事・祭礼等の把握調査が不足している。

少子高齢化やコミュニティの変化により、地域における伝統行事の継承が難しくなっている。新型コロナウイルス感染防止のための一時中断の影響も大きく、行事

を再開しても、以前とは実施形態が変わっている状況が見受けられる。

県指定無形民俗文化財である三国祭においては、山車蔵などの施設の老朽化や山車人形の製作にかかる伝統技術の継承も課題である。

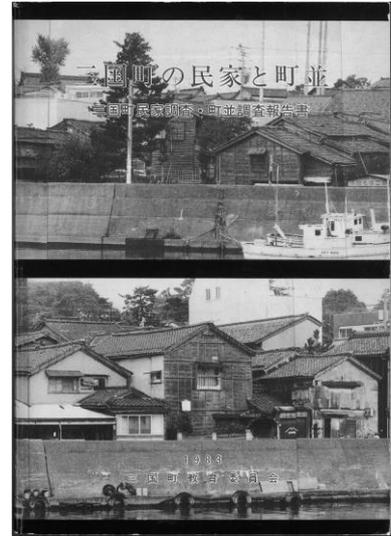
(4) 歴史的資源の調査・研究、周知・啓発に関する課題

歴史的建造物について、三国湊地区では、過去の調査から時間が経過している。竹田地区では歴史的な建造物が多く集積しており、その他の地区でも、寺社や住宅などの歴史的建造物や庭園が点在している。悉皆的な把握調査や詳細調査は今後の課題である。

丸岡城については、発掘調査や資料調査等が行われているが、調査を継続するとともに、城下町の歴史を伝える歴史資料等の調査が課題である。

また、歴史的資源の価値と魅力を発信・公開するため、市やまちづくり協議会などでパンフレットや地域の歴史についてまとめた冊子等を作成しているが、市全体としての積極的な発信を行うことが課題となっている。坂井市龍翔博物館などにおいても、歴史的資源に触れる機会を提供しており、今後のさらなる活用が望まれる。

坂井市（旧4町）の郷土史に詳しい研究者・専門家が収集した資料、研究ノートなどについては、歴史資料としての価値があるため、散逸を防ぎ、坂井市として所蔵・整理・公開することも課題である。



『三国町の民家と町並み
三国町民家調査・町並調査
報告書』（昭和58
[1983]）

(5) 歴史的資源の活用の担い手に関する課題

これまで、丸岡城天守の価値を明らかにすることを目指す地元団体、三国湊地区でのボランティアガイド、三国の町並みと文化の伝承・再生に取り組む地元団体などがさまざまな活動をしてきている。近年では、民間事業者による町家の活用も進められている。このような地元団体、まちづくり協議会、各文化財保存会、民間事業者等の歴史的資源を活かした活動が今度も続くことが期待される。一方で、地元団体等では、それぞれの個人会員の高齢化による活動の維持向上が難しくなる状況もみられる。

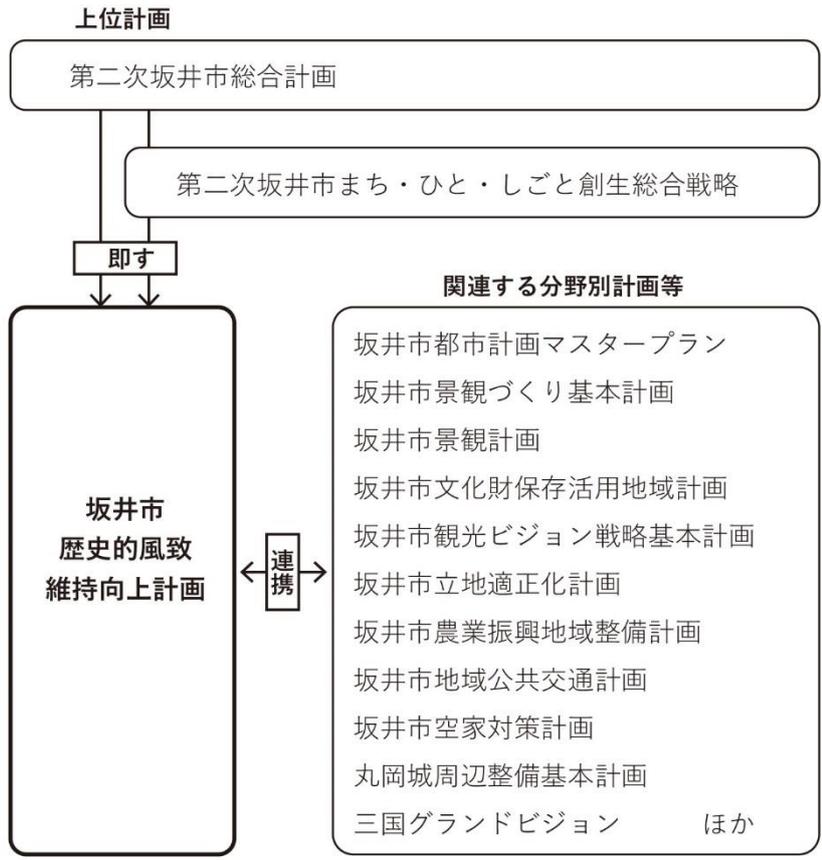
また、将来にわたって活動を継続していくには、新たな担い手の発掘や育成が課題である。

2. 既存計画（上位・関連計画）

本計画は、坂井市における「第二次坂井市総合計画」が示す坂井市全体の将来像を踏まえ、「第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各政策分野の取組に即して定められるものである。

坂井市においては、文化財保存・活用の基本計画（マスタープラン）兼行動計画（アクションプラン）として「坂井市文化財保存活用地域計画」が作成されており、連携しながら計画を推進していく。加えて、歴史的風致の維持向上にあたっては、都市計画、景観、観光等関連施策との連携が重要であり、関連する分野別計画と連携・調整を行う。

また、丸岡城周辺整備基本計画および三国ビジョンが作成され、それぞれ地域でまちづくりが行われており、連携・調整を図るものとする。

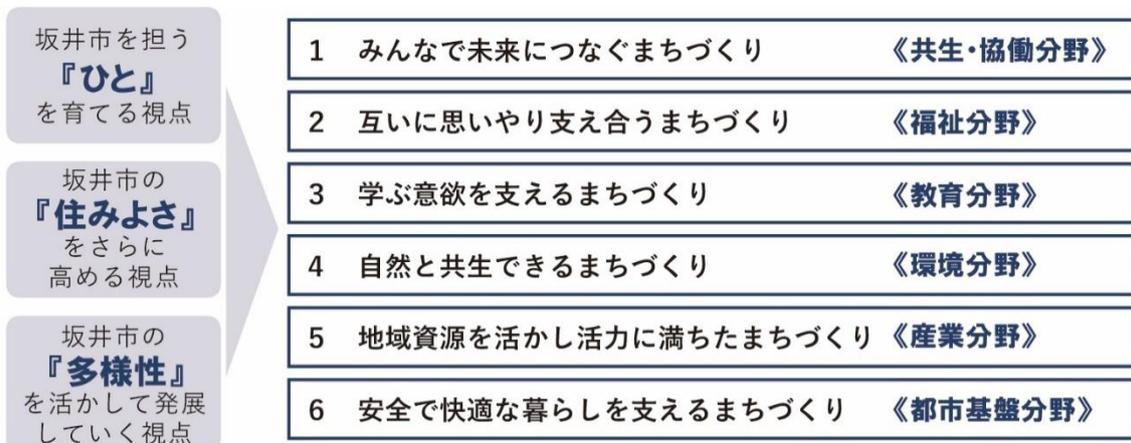


本計画の位置づけ

(1) 第二次坂井市総合計画 令和2年(2020)3月

計画期間：令和2年(2020)度～令和11年(2029)度

まちづくりの基本は「ひと」という姿勢のもと、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像として掲げ、施策の実行には「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を活かして発展していく視点の3つの視点を設けている。将来像達成のための3つの視点にある「多様性」では、市内の地域固有の歴史と文化を背景に、個性ゆたかな地域から成り立つまちの「多様性」を活かした取組みの重要性が掲げられている。また、6つの施策分野を設定し、必要に応じて各施策分野を横断して戦略的に取り組むとしている。



3つの視点と6つの施策分野

(2) 第二次坂井市まち・ひと・しごと創成総合戦略 令和5年3月

計画期間：令和2年(2020)度から令和6年(2024)度

総合計画に掲げる将来像の実現のため、本市に豊富にある彩りゆたかな自然環境、歴史、伝統文化など、地域の個性や宝となる地域資源を有効に活用しながら、地域の特性に即した対応や各政策分野の取組みを展開していくものとしている。

(3) 坂井市都市計画マスタープラン

平成20年(2008)年度策定、令和2年(2020)年3月改訂

都市計画法にもとづき、都市づくりの目標や都市づくりの方針、実現方策を明確にするものとして策定された。

都市づくりの理念を「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を

育む“ふるさと”を目指して～」とし、①持続的に発展する多核ネットワーク型の都市づくり、②安全で安心して快適に暮らせる都市づくり、③地域の個性・魅力を高め、次代に継承する都市づくり、④既存ストックを活かした計画的・効率的な都市づくり、⑤身近な地域への誇りと愛着を育む都市づくり、の5つの都市づくりの目標を掲げている。

地域別構想として、三国町・坂井町・春江町・丸岡町について、それぞれまちづくりの目標・方針を定めている。



将来都市構造

(4) 坂井市景観づくり基本計画・坂井市景観計画 平成20年(2008)9月

坂井市景観づくり基本計画は、本市の特性を活かした美しいまちの実現を目指していく上での総合的な指針であるとともに、市民と行政がともに考え、協力し合いながら市民主役の景観づくりを実践していくための指針である。計画では、本市固有の地域資源を効率性や目新しさに捉われず、その価値を再評価し、次代に残す必要があるとしており、景観づくりの基本目標として「雄大な自然、培われた歴史文化を大切に守り育てる」「暮らしに身近な景観を美しく」「坂井市のイメージを高めるシンボル景観の形成」「市民の誇りと愛着を育む感動の景観まちづくり」の4つを

掲げている。

坂井市景観計画は、「坂井市景観づくり基本計画」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めている。景観づくりの基本理念を「目を閉じて思い浮かぶ美しいふるさと坂井」に掲げている。多彩な坂井市の景観特性を踏まえ、美しいふるさと坂井景観を創造するため対象区域を坂井市全域としている。

また、これまで景観の誘導に取り組んできており、さらに取組を発展させていくため、湊町地区および城周辺地区を特定景観計画区域に指定し、区域ごとに届け出対象行為や行為ごとの景観形成基準を定め、地域の景観特性と調和した景観のきめ細かい誘導が図られている。



エリアごとの景観

(5) 坂井市文化財保存活用地域計画 令和4年(2022)7月

計画期間：令和4年(2022)度から令和13年(2031)度

文化財保護法にもとづき、市域の文化財の保存・活用に関するマスタープランおよびアクションプランとして作成された。

将来像として、「～かたろう つなごう ひろげよう～ 川でつながる海・山・里・坂井平野で育まれたふるさとの宝を未来へ」を掲げ、みつける・つたえる・はぐくむ・まもる・つなげる・ひろげるの6つの基本方針のもと、市民や地域社会をはじめ、行政、事業者、専門家などさまざまな主体が「ふるさと坂井のおたから」

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

という共有財産を保存・活用することにより歴史文化を活かしたまちづくりを進め、「歴史文化の継承と発展」と「地域への誇りと愛着の醸成」の好循環（「歴史文化の好循環」）を生み出していくことを目指している。

関連文化財群および文化財保存活用区域として下記を設定し、一体的・総合的に文化財の保存・活用に取り組むとしている。

大テーマ	小テーマ	関連文化財群
1 越の国の中核・坂井平野の形成	1.坂井平野の形成と越の国首長墓群の展開	①継体大王伝承の地と坂井市(坂中井)の起源
	2.荘園の成立と大規模用水の発展	②水が育んだ恵みと坂井平野の稲作文化
	3.白山信仰の興りと一向一揆	③地域の紐帯をささえる暮らしの中にある信仰
2 自然とともにある暮らしと信仰	4.コミュニティに息づく信仰・習俗	③地域の紐帯をささえる暮らしの中にある信仰
	5.海の恵みと祈りの文化	④神の島・雄島を抱く海とともにある暮らし
	6.山林を生かした生業と風景	⑤里山・里川に育まれた赤瓦集落・竹田
3 丸岡藩の成立とその時代	7.豊原寺の滅亡と丸岡城の築造	⑥丸岡城下町の形成と丸岡藩ゆかりの文化
	8.城下町の形成と丸岡藩領の展開	
4 三国湊の繁栄と交流・交易がもたらした文化の醸成	9.三国湊につながる海の道・川の道と交流・交易	⑦北前船交易がもたらした湊町三国の発展
	10.文学者・芸術家の活躍	⑧文学者・芸術家を魅了したゆたかな自然が織りなす風景
	11.三国湊の近代化	⑨鉄道の開通と近代に開花した坂井市の産業と文化
12.鉄道の開通と繊維産業の隆盛		
5 鉄道の開通と近代産業の発展	13.大震災からの復興	

坂井市の歴史文化の特徴と関連文化財群



文化財保存活用区域の位置図

(6) 坂井市観光ビジョン戦略基本計画 平成31年(2019)3月

計画期間：平成31年(2019)度から令和5年(2023)度

北陸新幹線敦賀延伸開業、大阪・関西万博開催等を見据え、戦略的で効果的な観光振興の施策を展開していくために策定された。基本コンセプトを「彩り豊かな歳時記で 住む人も訪れる人も 笑顔あふれる観光交流のまち」とし、磨く・結ぶ・広げる・伝える・育てるの5つの方針で、8つの方向性、20の施策があげられている。

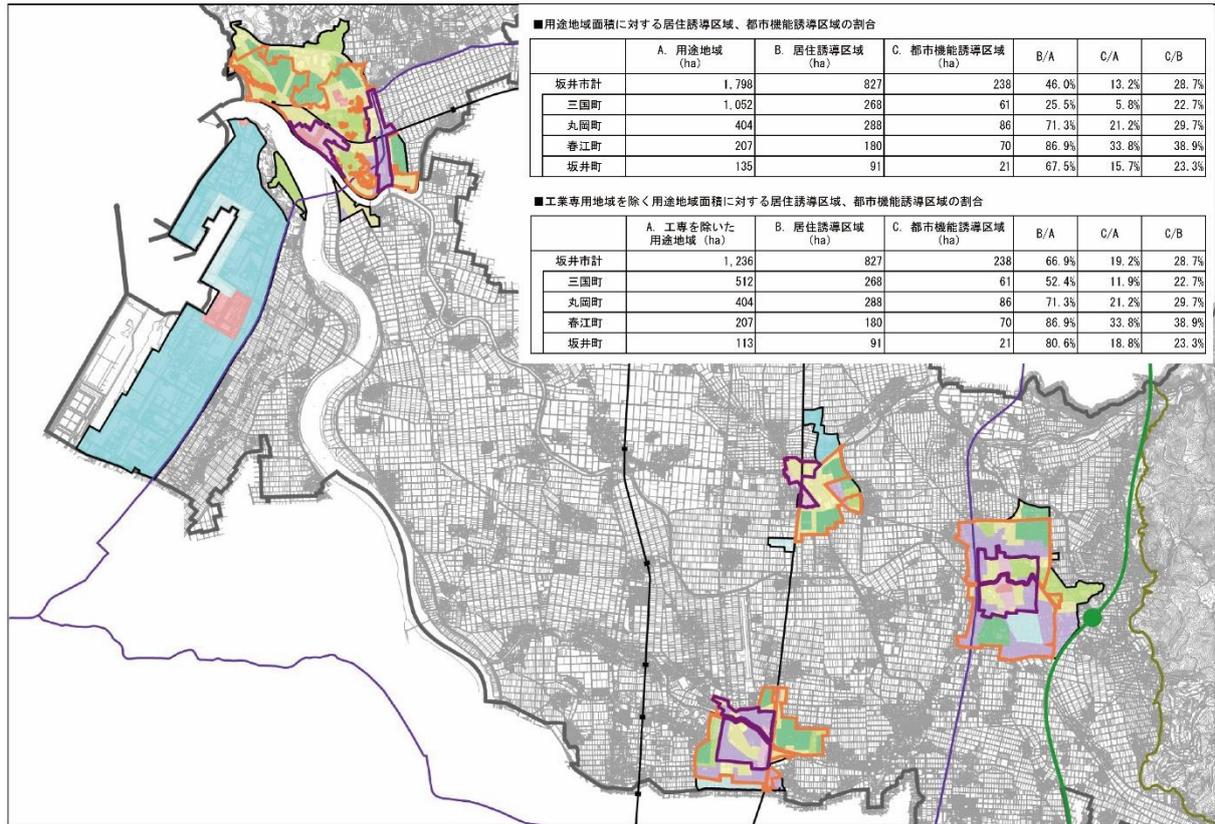
既存観光地として、丸岡城と周辺エリアの魅力向上、三国湊の観光地域づくり、東尋坊エリア全体の再整備、竹田地区全体での観光地域づくりなどの具体的な施策が示されている。

(7) 坂井市立地適正化計画 令和4年(2022)3月

坂井市都市計画マスタープランを踏まえ、今まで以上にコンパクトなまちづくりを進めることで、市民の暮らしやすさを高めることを目的に策定されている。

「希望につながる多核ネットワーク都市～4つの核とネットワークによる安全で持続可能なまちづくり～」をまちづくりの方針としている。用途地域が指定され、各種機能も集積している4つの市街地(三国、丸岡、春江、坂井の各市街地)を中心とするまちづくりを進めるとしている。

4つの市街地について、それぞれ居住誘導区域、都市機能誘導区域が設定されている。



坂井市が目指す公共交通ネットワーク

(8) 坂井市農業振興地域整備計画 令和5年(2023)2月

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に策定されている。同計画は、下記の8つの計画から構成されている。

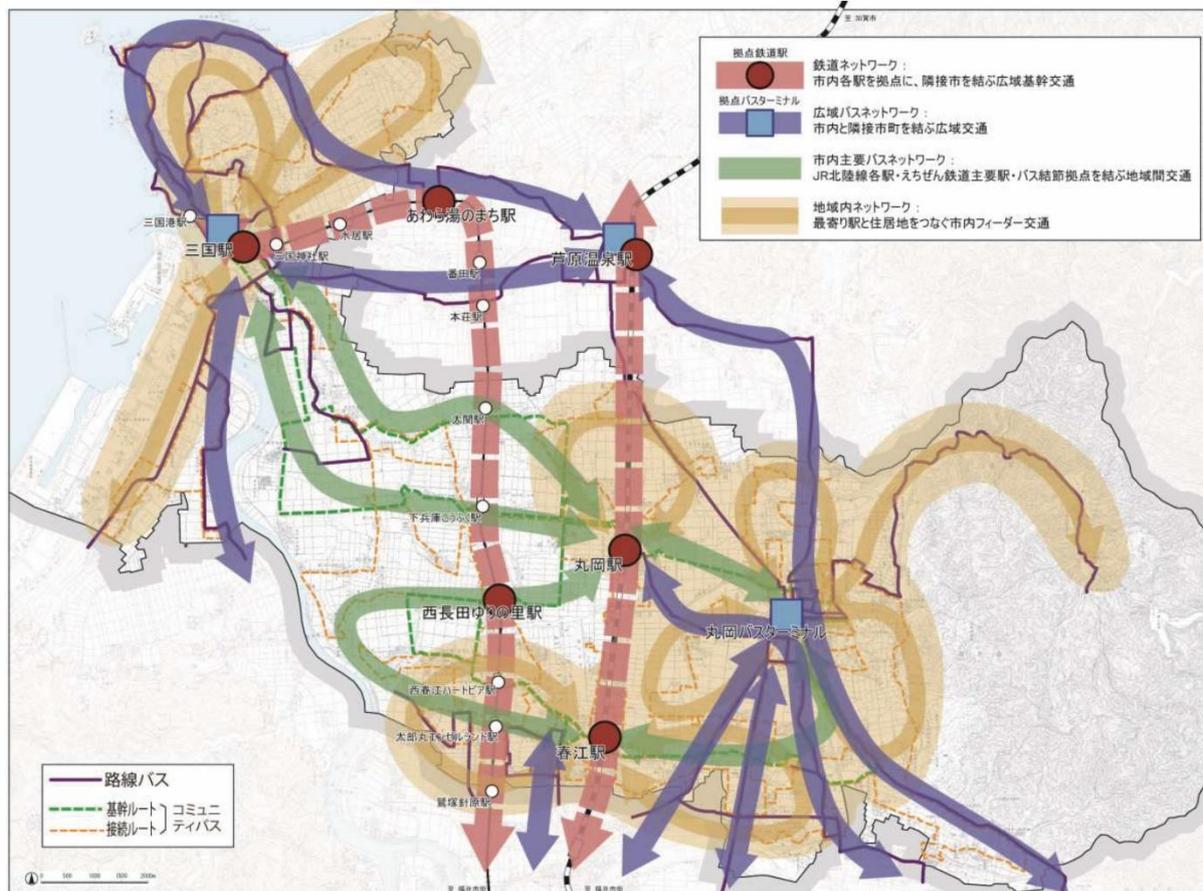
- 1 農用地利用計画
- 2 農業生産基盤の整備開発計画
- 3 農用地等の保全計画
- 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 5 農業近代化施設の整備計画
- 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 8 生活環境施設の整備計画

(9) 坂井市地域公共交通計画 令和3年(2021)3月

計画期間：令和3年(2021)度から令和7年(2025)度

今後、目指すべき市内公共交通ネットワークや目標、まちづくりと連携した施策、関係者の役割分担等を示し、持続可能な公共交通の実現に向けた計画として策定されている。

基本的な方針を、「みんなで使い、まち・暮らしの質を高める 持続可能な公共交通の実現」とし、①主要駅、バスターミナルを核とした、市内外へのスムーズな移動の実現、②公共交通の分かりやすさの抜本的改善と使いやすさ、親しみやすさの向上による利用増進、③周辺市町を含む交通まちづくりの連携した公共交通環境の充実、の3つの目標のもと、具体的な取組が示されている。



坂井市が目指す公共交通ネットワーク

(10) 坂井市空家対策計画 平成31年3月

計画期間：平成31年(2019)度から令和5年(2023)度

市域における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定められている。

所有者等による空家等の適切な管理の促進を図るとともに、使われのないまま放置された空家等及び跡地の活用促進として、(1) 住宅に関する相談ができる体制づくり、(2) 相続などの法律問題を相談できる体制づくり、(3) 空家情報バンクによる活用促進、(4) 空家等の活用を進めるための制度づくり、(5) 空家等の活用を進めるための組織づくりが定められている。

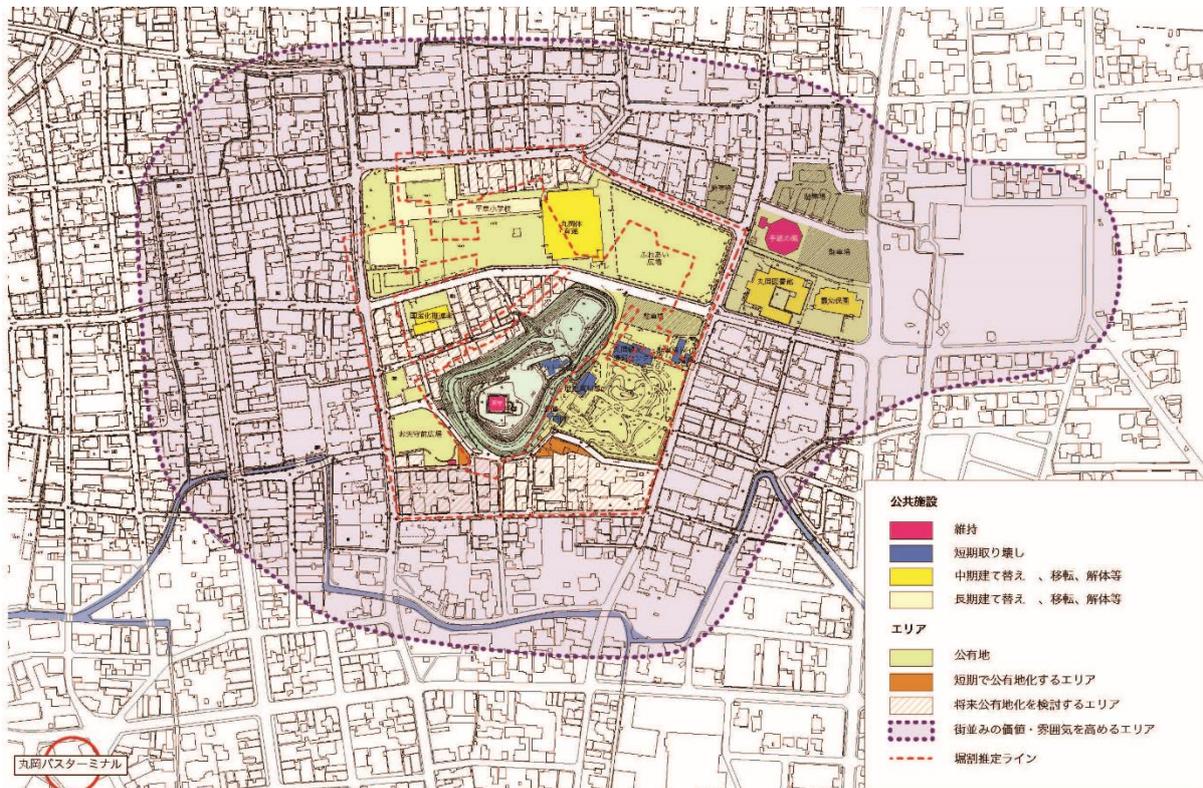
また、特定空家等に対しては、助言又は指導、勧告、命令の必要な措置を講じるものとしている。

(11) 丸岡城周辺整備基本計画 令和3年8月

計画期間：令和4年度から50年間

丸岡城の歴史的、文化財的価値を高めながら、地域コミュニティの醸成と周遊性の向上を目指す魅力ある観光地を実現するために、丸岡城周辺の観光まちづくりにおいて、将来を見据え、大きな方向性を新たに打ち出すものである。

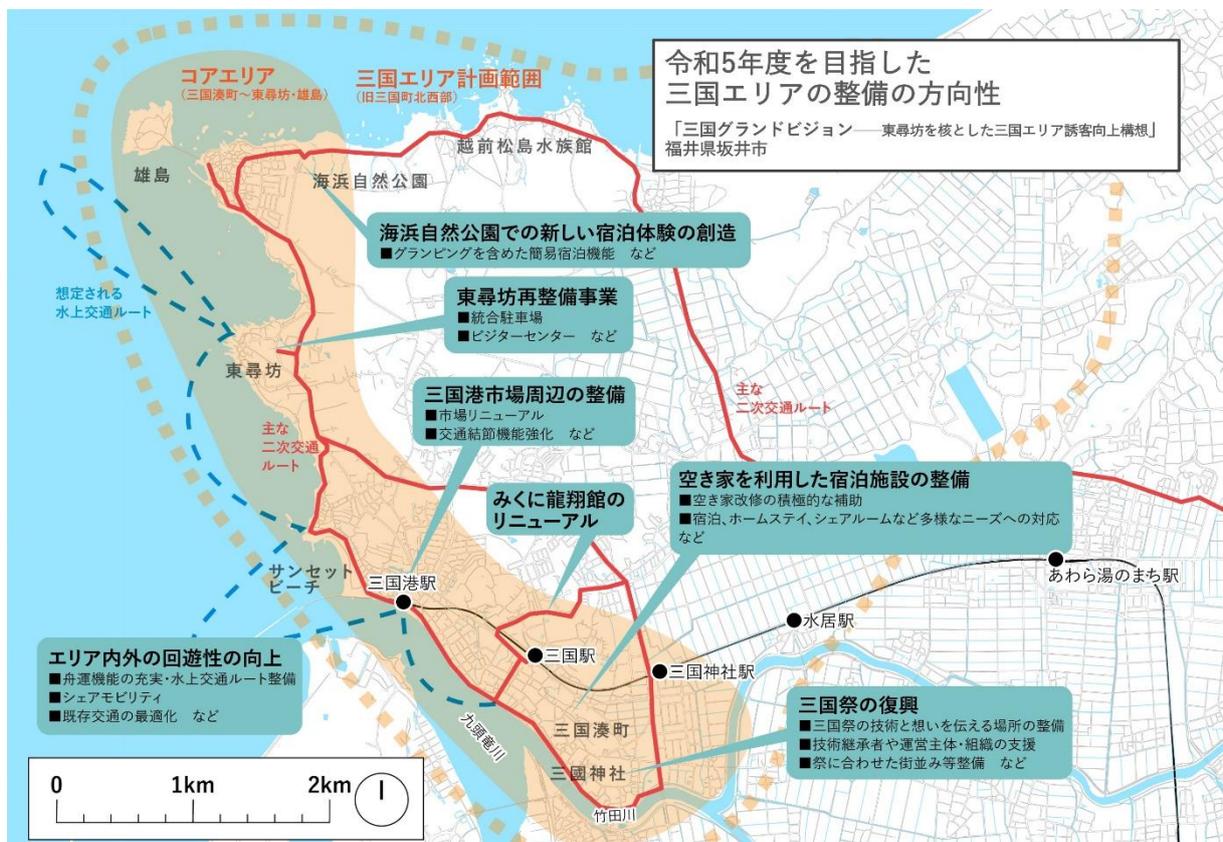
将来像実現のための方針として、公共施設の再配置、歴史的価値の継承と未来の価値創造の両立、周遊性のあるエリアづくり、民有地とその活用、歴史文化を踏まえたまちづくりを公民共創で推進とし、50年後を見据え、短期（5年間）、中期（15年間）、長期（30年間）の段階的な取組を示している。



(12) 三国グランドビジョン

「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」の内容を受け、旧三国町を核とした観光施策の具体的な考え方と方法論を整理したもの。東尋坊を核とした三国エリア誘客向上構想である。

具体的なアクションプランとして、エリア内外の回遊性の向上、三国港市場周辺の再整備、宿泊拠点整備、三国祭の振興、ナイトタイムエコノミーの推進、などをあげている。



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

指定等文化財については、文化財保護法、福井県文化財保護条例、坂井市文化財保護条例に基づき、適切な保存修理や活用を進める。文化財の保存・保管状況や状態を把握し、保存活用計画を作成し、耐震化など、計画的な保存・活用に取り組む。

指定以外の歴史的建造物については、悉皆的な調査等を進めながら、所有者の意向も鑑み、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物に指定するなど、その価値を示しながら保存・活用を推進する。特に三国湊地区や竹田地区においては面的な保存を進める。歴史的建造物等の現状把握調査を実施することで、その価値を評価するとともに、現状の残存状況等を把握し、保存・活用を計画的に進めていく。

空家となっている歴史的建造物については、地域団体や民間事業者と連携しながら活用を促進し、町並み景観の保全および地区の賑わいを創出する。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する方針

都市計画や景観分野等と連携を深めることで、文化財の保存・活用と連携した景観まちづくり、防災まちづくり等を行う。歴史的風致の維持向上に資する街路、広場、公園、用水などの公共施設の整備を行い、歴史・文化資源をわかりやすく説明した案内サイン、情報提供等を充実し、来訪者のための駐車場や公共トイレの整備を進める。北陸新幹線福井県内開業を踏まえて、回遊性や散策の利便性の向上を図る。坂井市の市民にとっても、来訪者にとっても有益となるような施策を推進する。

丸岡城下町については、中長期計画としての丸岡城周辺整備基本計画が策定されており、同計画にもとづき取り組みを進めていく。三国湊地区については、近年の町並み調査が実施されていない状況であり、調査をもとに町並みの現況を把握し、三国地区の中長期的な考え方を検討していく。

(3) 伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動に関する方針

市内各地域で多くの伝統行事や祭礼等が行われており、それらの記録等を行う。まずは、北陸三大祭の一つとして知られている三国祭について調査を行い、価値を明らかにして、多くの市民に周知することにより、後世への継承につなげていく。

学校教育や社会教育との連携により、市民の伝統行事等に対する理解・関心を深め、参加を促す。また、保存・活用に関する活動への補助を継続し、あわせて、祭礼に関する山車や道具の管理・収蔵場所の整備、製作技術の継承等を支援する。

(4) 歴史的資源の調査・研究、周知・啓発に関する方針

三国湊地区や竹田地区等においては、現状を把握するための町並み調査を行う。その他、市域の歴史的資源に関する悉皆的な調査を行う。

丸岡城については、発掘調査や資料調査を継続して実施し、歴史的価値の顕在化を進めるとともに、文化財としての価値の確立と向上を図る。また、城下町における寺社等の歴史的資源や絵図等を含めて調査・研究を進め、明らかとなった知見を広く周知し、丸岡城の本質的価値の継承と理解の促進を図る。調査結果をもとに、指定等を進めることで確実な保存を進める。

調査成果はわかりやすく発信する。坂井市の歴史を展示し、普及・啓発する施設として坂井市龍翔博物館が令和5年6月にリニューアルオープンした。当博物館を核として、情報発信を行うとともに、学校やコミュニティセンター等と連携し、幅広く周知・啓発を行っていく。

歴史的資源の調査・研究、公開活用、講座開催や情報発信など、行政だけで行うことが困難であり、情報共有や役割分担などの体制構築を図った上で、大学や専門家、市民、各種団体等との協働により取り組んでいく。

(5) 歴史的資源の活用の担い手に関する方針

歴史的風致の維持向上の観点から、それぞれの地元団体、協議会、保存会、民間事業者の活動が多様に展開されて、結果として坂井市市全体で歴史的資源を活かしたまちづくりの維持向上、市民意識の醸成が高まっていくように、坂井市の行政として、情報提供、活動の支援等を進めていく。取組にあたっては、市内で活動する専門的な知識・技術を有する団体や大学などの、地域内外の専門家等と連携する。

市民と共に、所有者や団体が抱える課題などを共有し、互いに必要な助言・協力を行える体制を構築する。将来の担い手になる子供たちや小中学校の教育機関、地域の団体と連携する。

こられるの担い手を支える仕組みを活かしながら、歴史的資源を活用した起業などを支援することで、新たな人材発掘および育成を行っていく。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進については、歴史まちづくり法第11条の規定にもとづく「坂井市歴史まちづくり推進協議会」において計画の進捗確認や変更等の報告・調整・協議等を行う。

また、必要に応じて、本市の都市計画や景観まちづくり、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等、地域住民・地域団体等と連絡調整を行う。

そのほか、各種計画の整合性を図るとともに、文化財を活かした観光地の整備、地域の活性化に向け関係部局が連携し、歴史まちづくりに関する各種事業の推進を図る。

